

食安輸発0920第1号
平成25年9月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)のジフェノコナゾール)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正：平成25年9月5日付け食安輸発0905第1号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが検出されるおそれがあるため。

を削除するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。